

ベビーシッター利用支援事業等を活用した学校等の臨時休業への対応について

(新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業に伴う小学生の居場所確保)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校や学童クラブ等の臨時休業に伴う小学生の居場所を確保するため、ベビーシッターを活用した小学生の一時預かりを実施する。

事業概要

○ベビーシッター利用支援事業等の対象に小学生を追加

【実施期間】 令和4年4月1日から当面の間

【対象児童】 学校や学童クラブ等の臨時休業に伴い居場所の確保が必要な小学生

事業の実施方法

以下の枠組みを活用して小学生の預かりを実施する区市町村の支援を行う。(利用上限は、いずれの場合も1日8時間とする。)

- ① ベビーシッター利用支援事業 (ベビーシッター事業者連携型)
- ② ベビーシッター利用支援事業 (区市町村バウチャー型)
- ③ 区市町村認可居宅訪問型保育事業

補助基準額

〈単価〉

①②：

児童一人当たり

1時間2,250円 (税込)

③：

地域型の居宅訪問型保育

事業における給付費相当額

(日割相当額)

〈負担割合〉

都10/10